

技能審査実施要領

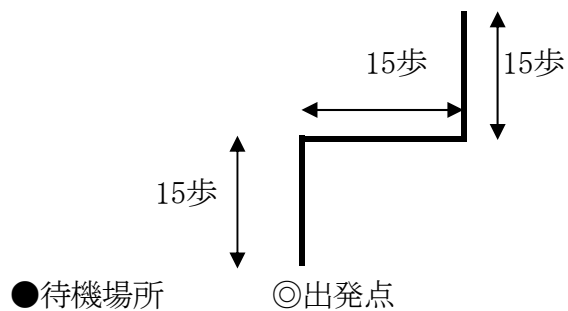
1 審査項目

- (1) 脚側行進（コースを常歩・速歩で往復）
- (2) 遠隔による服従態度（待て・伏臥・立て・停座）

2 コースの設定

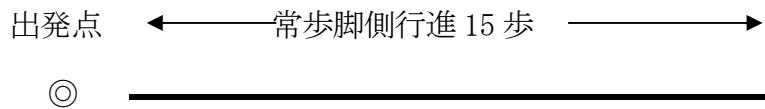
(1) 脚側行進

1 辺 15 歩のクランク（右折後左折）を設ける。



(2) 遠隔による服従態度

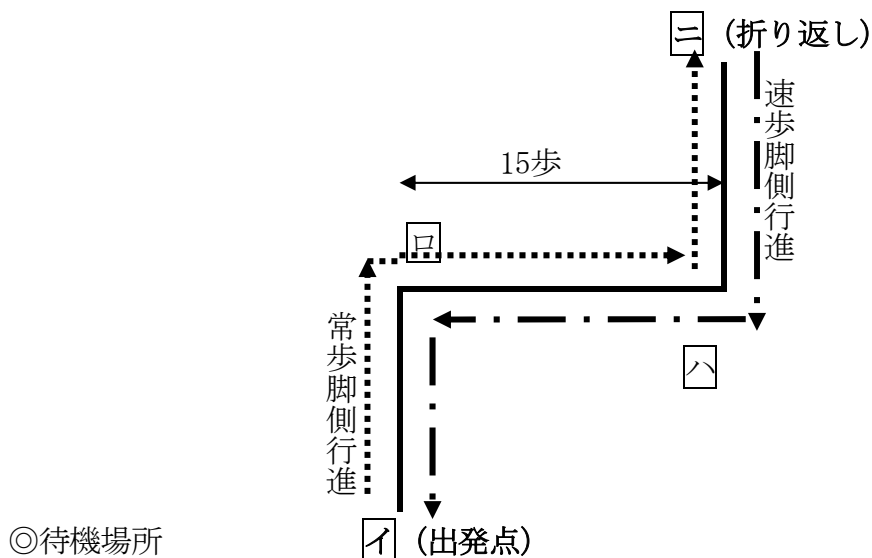
直線で常歩 15 歩のコースを設ける。



3 審査進行要領

(1) 脚側行進

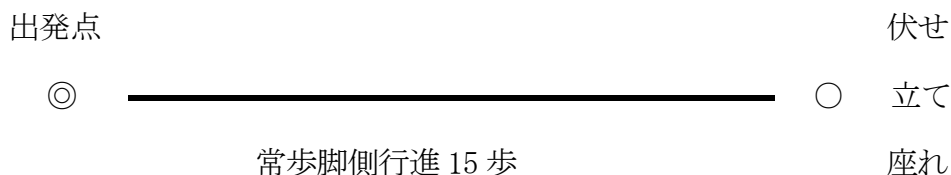
- 出発点「イ」に審査犬を停座させて紐を外す。
- 審査員の指示を受けてから、「ロ」「ハ」「ニ」と常歩脚側行進する。「ニ」点到達後、留まることなく右回りをして折り返し、その場から速歩に移り、「ハ」「ロ」「イ」と戻り、右回りをして審査犬を脚側停座させる。



(2) 遠隔による服従態度

ア 出発点にて審査犬を停座させて、審査員の指示を受けてから常歩脚側行進により 15 歩進行し、方向転換（回転方向自由）して審査犬をその場に停止（待て）させた後、指導者のみ出発点に戻る。

イ 審査犬と対面後、「伏せ」の号令により遠隔指示を行い、審査員の「伏臥姿勢の維持審査」を受け、「立て」の号令により遠隔指示を行い、審査員の「立て姿勢の維持審査」を受け、「座れ」の号令により遠隔指示を行い、審査員の「停座姿勢の維持審査」を受けた後、審査犬を呼び戻し、脚側停座させる。



4 採点

採点は、各項目について減点方式で採点したうえ、審査犬の錬度について採点する。なお減点は、各審査員の審査基準による。

5 選定（合格）基準

審査員 5 名の合計点数 400 点以上、かつ、各審査員の点数 70 点以上を合格とし、合計点数が高い犬を購入する警察犬として選定する。

なお、同点の場合は、直轄警察犬購入契約に係る提案競技審査委員会委員長が決定する。